資料2

令和３年度第３回
東京都後期高齢者医療懇談会

窓口2割負担の導入について

１ 概要

・現在、医療機関等の窓口での支払いは医療費等の１割（一般所得者等）または３割（現役並み所得者）となっているが、一定以上所得のある方の窓口負担割合を２割とする

【対象者】

課税所得が 28 万円以上 かつ 年収 200 万円以上※の者（現役並み所得者は除く）

※ 単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上の者

・長期頻回受診患者等への配慮措置として、２割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後３年間、１月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置を導入

２ 施行日

・令和４年 10 月１日

※配慮措置の対象となる期間は、同日から令和７年９月 30 日まで

３ 対象者の判定時期の見込み（東京広域の場合）

・令和４年８月下旬頃を予定

４ 今後の取組

（1）周知広報（令和3年度）

・広報紙「東京いきいき通信（令和４年３月 12 日号）」やホームページへの掲載により周知する。

・医療機関等は、国から医療関係団体等に厚労省ホームページ等へのリーフレット掲載をご案内する。

・国が令和４年１月４日から「後期高齢者窓口負担割合コールセンター」を設置。

（2）被保険者証の送付（令和4年度）

・被保険者全員に対し、「７月（２年に一度の一斉更新）」と「９月（施行日前）」の２回、被保険者証の発行・送付を行う。

（3）配慮措置のための口座事前登録（令和4年度）

・配慮措置を迅速かつ確実に支給するため、２割負担対象者のうち高額療養費の申請を行ったことがない方に対し、施行日前に事前申請書を送付する。